

学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与について（お知らせ）

平素より本市の教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学習補助の一つとして、市内で保有する学習用タブレット端末及びモバイルルーターを通信環境の整っていない中学校3年生を優先に、下記のとおり貸与を行います。

なお、貸与できる台数には限りがあるため、申請されたすべての方に貸与はできないことについてはご理解・ご了承ください。

記

- 1 貸与対象者（①、②の順に優先的に貸し出します）
  - ① インターネット環境がなく、子供が使用できるタブレットやパソコン、スマートフォンもない家庭
  - ② インターネット環境がなく、子供が使用できるスマートフォンはあるが、タブレット、パソコンがない家庭  
※インターネット環境とは、有線・無線ともに含む
- 2 貸与期間 貸与した日から8月31日（月）まで
- 3 貸与機器 学習用タブレット端末1台及びモバイルルーター1台
- 4 申請方法 申請を希望される方は、申請書に必要事項を記載の上、在籍する学校へご提出ください。
- 5 貸与方法 貸与が決定しましたら、学校を通して連絡させていただきます。その際に、貸与方法について詳しく説明させていただきます。
- 6 使用条件
  - ・タブレット端末には閲覧制限がかけられています。
  - ・貸与するルーターは、指定されたタブレット端末でしかインターネットへアクセスできません。
  - ・管理のため閲覧の履歴は総合教育センターに残ります。
- 7 その他
  - ・次の学年に貸与する関係上、申請期間を過ぎてから貸与を希望することはできません。
  - ・ご不明な点等ございましたら下記の連絡先にご相談ください。

連絡先  
船橋市教育委員会 学校教育部  
船橋市総合教育センター  
TEL 047-460-2312  
FAX 047-424-9516